

市川市次期クリーンセンター建設事業に係る

環境影響評価準備書

(平成30年10月19日諮問)

論点整理

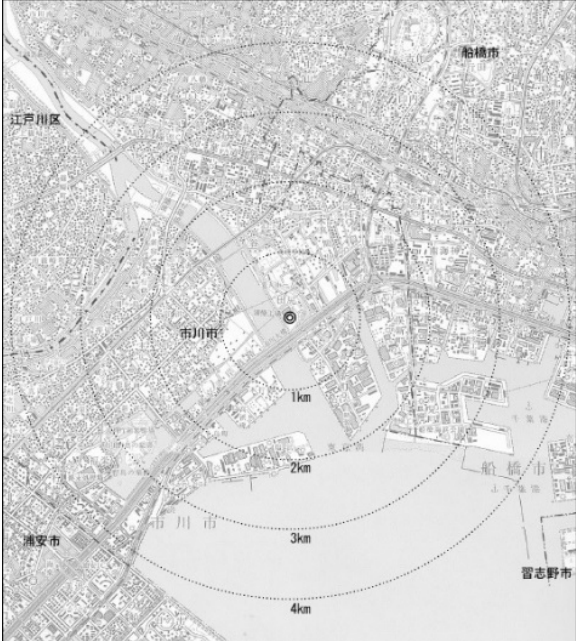
第1章	事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	p. 2
第2章	対象事業の名称、目的及び内容	p. 2
第3章	対象事象実施区域及びその周囲の概況	p. 5
第4章	関係地域の範囲	p. 6
第5章	方法書に対する環境の保全の見地からの意見の概要 及びそれに対する事業者の見解	p. 7
第6章	方法書に対する知事の意見及びそれに対する事業者の見解	p. 7
第7章	対象事業に係る環境影響評価の項目 並びに調査、予測及び評価の手法及び結果	p. 7
	環境影響評価の項目	p. 7
	調査・予測・評価の手法及び結果	p. 8
	大気質	p. 9
	水質	p. 10
	水底の底質	p. 12
	騒音及び超低周波音	p. 12
	振動	p. 15
	悪臭	p. 17
	土壌	p. 18
	植物	p. 20
	動物	p. 21
	陸水生物	p. 21
	生態系	p. 22
	景観	p. 22
	人と自然との触れ合いの活動の場	p. 23
	廃棄物	p. 24
	残土	p. 25
	温室効果ガス等	p. 25
第8章	環境の保全のための措置	p. 26
第9章	監視計画	p. 26
第10章	環境影響の総合的な評価	p. 26

<修正履歴>

平成31年1月18日 第1版（委員指摘事項、市長意見）

平成31年2月15日 第2版（委員指摘事項）

※当該資料は、検討の途中段階における論点を整理したものであり、今後の検討状況によって、内容に変更が生じる可能性があります。

ページ	準備書の記載概要	指摘事項等
1-1	<p>1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</p> <p>○事業者の名称 市川市</p> <p>○代表者の氏名 市川市長 村越 祐民</p> <p>○主たる事務所の所在地 千葉県市川市八幡1丁目1番1号</p>	
2-1	<p>2. 対象事業の名称、目的及び内容</p> <p>○対象事業の名称 市川市次期クリーンセンター建設事業</p> <p>○対象事業の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現施設は、平成6年の供用開始から約24年が経過しており、老朽化のため、更新が必要 ・「市川市一般廃棄物処理基本計画」の基本方針の一つとして、「環境負荷の少ない効率的で安定したごみ処理体制の構築」を掲げている ・安全性・安定性に優れ、効率的に熱エネルギーを回収する、新たなごみ焼却処理施設及び不燃・粗大ごみ処理施設を整備し、運営する <p>○対象事業の内容</p> <p>(1) 対象事業の種類の詳細 廃棄物焼却施設の設置</p> <p>(2) 対象事業の実施区域の位置</p>  <p>所在地：市川市田尻 1003 番地外</p>	<p>【事業特性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市川市内全域で発生する一般廃棄物の処理を行う市川市クリーンセンターの老朽化に伴い、現施設の南側敷地内に、新たにごみ焼却処理施設や不燃・粗大ごみ処理施設を整備する計画であること。 <p>【地域特性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域は、市川市南部の江戸川に面した地域にあり、東側には東京外かく環状道路（外環道）、南側には首都高速湾岸線や一般国道357号という幹線道路が近接していること。 ・事業実施区域周辺は、工場や倉庫が点在する地域であること。 ・事業実施区域近傍には、学校や福祉施設など、環境保全に配慮を必要とする施設があること。



対象事業実施区域：面積約 20,200 m²

- ・ 現施設の南側敷地
- ・ 旧施設である西浜清掃工場（ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設）として利用されていた場所

- ・ 工場棟及び計量棟を配置し、構内道路等（駐車場含む）や緑地を整備
- ・ 管理棟は現施設のものを改修し、継続使用
- ・ 旧施設については、地盤面下 1.5m まで撤去しているが、その下には杭・ピット等が残存
- ・ 本事業に合わせて高規格堤防整備事業を実施

(3) 対象事業の規模

- ・ ごみ焼却処理施設：約 440t/日
(約 147t/日 × 3 炉)
- ・ 不燃・粗大ごみ処理施設：約 27t/日

(4) 廃棄物焼却施設の概要

- ・ 対象ごみ：一般廃棄物である可燃ごみ等
- ・ 推計焼却処理量：109.7（千 t）H36 年度
(実績値：118.2（千 t）H25 年度)
- ・ 処理方式：全連続燃焼式ストーカ炉方式
- ・ 煙突高さ：90m
- ・ 運転時間：24 時間連続

【事業特性】

・ 市川市一般廃棄物処理基本計画の基本方針では、分別の徹底によるごみ焼却量の削減を掲げており、新たな施設は、現施設より処理能力を縮小する計画となっていること。

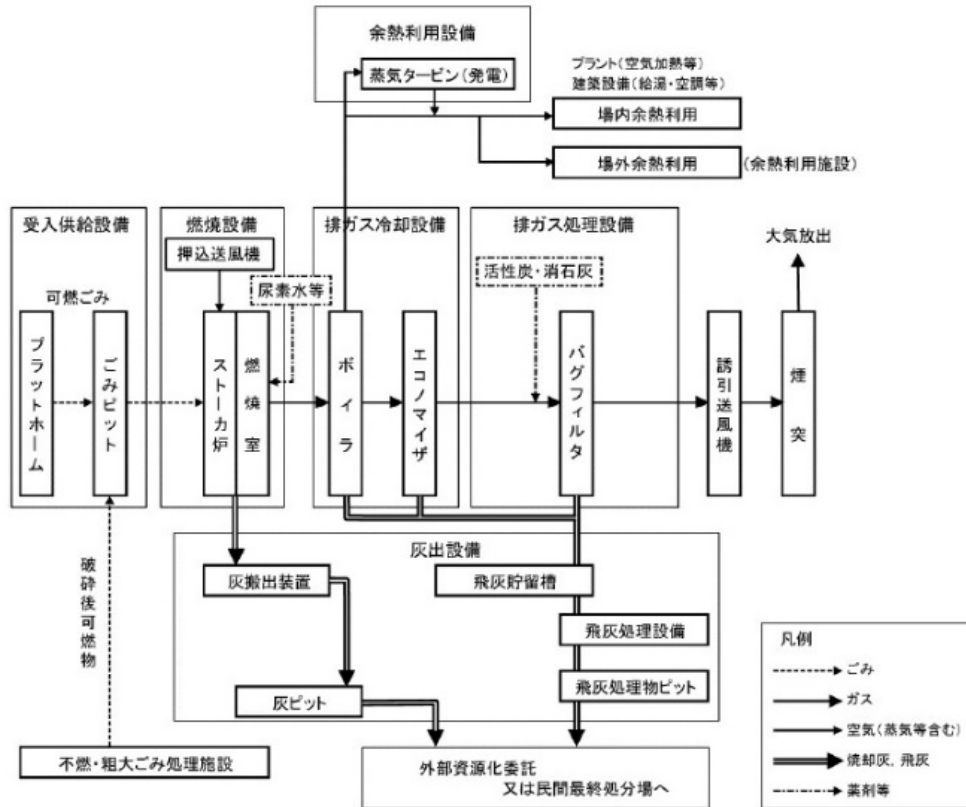
※現施設：600t/日（200t/日 × 3 炉）

※市川市のごみ排出量は、ゆるやかな減少傾向

・ **廃棄物焼却施設の処理方式について、「全連続燃焼式ストーカ炉方式」を採用選定した理由を示すこと。** ⇒指導

※処理方式・煙突高さ・運転時間はいずれも現施設と同じ

・処理の流れ



a. 燃焼設備

焼却炉、燃焼室等で構成。燃焼温度 850℃以上、燃焼ガス滞留時間 2 秒以上で自動燃焼管理で焼却。

b. 排ガス処理設備

排ガス中の主な汚染物質を除去するために、バグフィルタ等の設備を設ける。

c. 余熱利用設備

焼却炉出口に廃熱ボイラを設置して高温の排ガスから廃熱回収を行い、発生した蒸気を用いてタービン発電機により発電する。

また、発電のほか、場内の給湯・冷暖房、場外（余熱利用施設）への熱供給を行う。

○大気汚染防止計画

・排ガス量

乾きガス：約 36,000m³N/時

湿りガス：約 43,000m³N/時

・物質濃度

ばいじん：0.02g/m³N

硫酸化合物：50ppm

窒素化合物：90ppm

【事業特性】

・ごみの焼却過程で発生する熱エネルギーを回収し発電を行うとともに、場内及び隣接する余熱利用施設で活用することとしていること。

※現施設：乾きガス：44,750m³N/時

湿りガス：53,360m³N/時

	塩化水素：30ppm ダイオキシン類：0.1ng-TEQ/m ³ N 水銀：30μgHg/m ³ N	※現施設：塩化水素：50ppm ダイオキシン類：1ng-TEQ/m ³ N
3-1	3. 対象事業実施区域及びその周囲の概況	
3-1	○自然的状況 (1)大気質の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化硫黄 長期的評価 3/3 適合 短期的评价 3/3 適合 ・ 二酸化窒素 環境基準 11/11 適合 県環境目標値 11/11 適合 ・ 一酸化炭素 長期的評価 4/4 適合 短期的评价 4/4 適合 ・ 光化学オキシダント 全4 測定局で不適合 ・ 浮遊粒子状物質 (SPM) 長期的評価 11/11 適合 短期的评价 11/11 適合 ・ 微小粒子状物質 (PM2.5) 長期基準 4/4 適合 短期基準 4/4 適合 ・ ダイオキシン類 環境基準 4/4 適合 ・ 降下ばいじん量 ・ 水銀及びその化合物 (2)気象の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋地域気象観測所 年間最多風向：北東 平均風速：1.8m/s ・ 江戸川臨海地域気象観測所 年間最多風向：北 平均風速：3.8m/s (3)水質の状況 環境基準が設定されている測定地点のうち、 河川：江戸川水門で大腸菌群数が上回っている 海域：全窒素及び全りん得上回っている地点有 (4)水象の状況 (5)水底の底質の状況 (6)騒音の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 面的評価 対象事業実施区域に最も近い一般国道 357 号 →昼間・夜間とも基準値以下：95.1% <ul style="list-style-type: none"> ・ 要請限度調査関係 →要請限度値以下：3/3 (7)振動の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 要請限度調査関係 →要請限度値以下：3/3	

<p>3-101</p>	<p>(8) 悪臭の状況</p> <p>(9) 地形及び地質等の状況 ・対象事業実施区域 →主に江戸時代に作られた干拓地 ・南側 →昭和30年代以降に造成された埋立地</p> <p>(10) 地盤の状況 (11) 土壌の状況 <u>対象事業実施区域は、形質変更時要届出区域</u></p> <p>(12) 植物の生育及び植生の状況 (13) 動物の生息の状況 (14) 生態系の状況 (15) 景観の状況 (16) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>○社会的状況 (1) 人口の状況 市川市の人口は増加傾向</p> <p>(2) 産業の状況 (3) 土地利用の状況 周辺：民間の工場や倉庫が多く存在 東側：東京外かく環状道路などの道路が存在 なお、対象事業実施区域及びその周辺は市街化調整区域</p> <p>(4) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況 (5) 交通の状況 (6) 学校、医療施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況 教育施設：北側約600m（高等学校） 医療・福祉施設：北側約500m なお、周辺に住宅地が集合した地区はない</p> <p>(7) 下水道の整備の状況 (8) 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 (9) その他の事項</p>	<p>※現施設に対する悪臭の苦情は発生していない</p>
<p>4-1</p>	<p>4. 関係地域の範囲 市川市、船橋市</p>	

5-1	5. 方法書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及びそれに対する事業者の見解 意見書の提出は無し
6-1	6. 方法書に対する知事の意見及びそれに対する事業者の見解

7-1	7. 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法及び結果
7-1	7-1 環境影響評価の項目 ○選定結果

表 7-1.3(1) 環境影響評価項目の選定結果

活動要素の区分 対象事業の区分		工事の実施						土地又は工作物の存在及び供用						
		切土又は盛土	工作物の除去又は廃棄	資材又は機械の運搬	仮設工事	基礎工事	施設の設置工事	施設の存在等	ばい塵又は粉じんの発生	排水	騒音若しくは振動の発生	悪臭の発生	廃棄物の発生	
大気質	硫黄酸化物								○					
	窒素酸化物	×	×	○	×	×	×		○					
	浮遊粒子状物質	×	×	○	×	×	×		○					
	粉じん	○	○	×	○	○	○		×					
	有害物質（塩化水素）								○					
	光化学オキシダント								×					
	ダイオキシン類								○					
	その他の物質（水銀）								○					
	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	生物化学的酸素要求量							×		○			
		化学的酸素要求量							×		○			
		水素イオン濃度	○			○	○		×		○			
		浮遊物質	○			○	○		×		○			
		全磷								×		○		
		全窒素								×		○		
ノルマルヘキサン抽出物質								×		○				
溶存酸素量								×		○				
大腸菌群数								×		○				
全亜鉛								×		○				
有害物質等（動物性項目）								×		○				
ダイオキシン類								×		○				
その他の項目								×		○				
水底の底質										○				
水文環境	×				×	×	×		×					
騒音及び電磁界電磁波音	○	○	○	○	○	○				○				
振動	○	○	○	○	○	○				○				
悪臭											○			
地形及び地質	×			×	×		×							
地盤	×				×									
土壌	○					○								
風害、光害及び日照障害							×							

注：□は、県の指針に基づく参考項目として示されているもの。それを基に、次のとおり表示した。
 ○：参考項目であり、選定した項目
 ×：参考項目であるが、選定しない項目

表 7-1.3(2) 環境影響評価項目の選定結果

活動要素の区分 対象事業の区分		工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用							
		切土又は盛土	工作物の撤去又は廃棄	資材又は機械の運搬	仮設工事	基礎工事	施設の設定工事	施設の存在等	ばい煙又は粉じんの発生	排水	騒音若しくは超低周波音又は振動の発生	悪臭の発生	廃棄物の発生	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	植物	○			○	○	○	○						
	動物	○			○	○	○	○						
	陸水生物	○			○	○	○	×		○				
	生態系	○			○	○	○	○		○				
	海洋生物				×	×	×	×		×				
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観							○						
	人と自然との触れ合いの活動の場			×				○						
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物		○		○	○	○						○	
	残土	○	○		○	○								
	温室効果ガス等	二酸化炭素								○				
		一酸化二窒素								○				
		メタン								○				

注 〇は、県の指針に基づく参考項目として示されているもの。それを基に、次のとおり表示した。

○：参考項目であり、選定した項目

×：参考項目であるが、選定しない項目

7-13

7-2 調査・予測・評価の手法及び結果
全般的事項

・本事業の実施による環境への影響を低減するために、環境保全措置を確実に履行するとともに、事後調査により、環境の状況を適切に把握すること。⇒答申1

【市川市：大気質、騒音、振動に係る予測値について、その一部が評価指標とする数値に近い、あるいは超えている環境影響評価項目が認められることから、具体的な工事計画の策定及び施工ならびに供用後の施設稼動にあたっては、環境の保全のための措置の実施徹底を図ること。】

【市川市：工事の施工中及び完了後において、本環境影響評価準備書に記載された環境の保全のための措置が十分でないことにより周辺の環境が損なわれていると認められた場合は、適切に対応すること。】

7-13 7-13	<p>7-2-1 大気質</p> <p>(1)工事の実施に伴う建設機械の稼働による粉じんの影響</p> <p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粉じんの評価指標となる降下ばいじん量 <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・季節別風向き別降下ばいじん量の拡散計算を実施 ・季節別降下ばいじん量の敷地境界最大値地点の予測結果は、25.2~26.7t/km²/月 ・クリーンスパ市川における予測結果は、2.9~9.5t/km²/月 <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・散水等の飛散防止措置を講じることから、実行可能な範囲内で環境影響ができる限り低減されているものと評価 ・降下ばいじんの影響を受ける可能性のあるクリーンスパ市川における予測結果の最大値は、9.5t/km²/月（冬季）であり、工事寄与の降下ばいじん量が10t/km²/月以下（「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年、建設省）に示される降下ばいじんに係る参考値）を下回ることから、周辺環境へ及ぼす影響は小さいものと評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工時の建設機械の稼働による降下ばいじん量の予測値が評価基準値を超える場所が存在することから、工事の実施にあ当たっては、粉じんに係る環境保全措置を徹底すること。 ⇒指導
7-31	<p>(2)工事の実施に伴う工事用車両の走行による大気質への影響</p> <p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物、浮遊粒子状物質の測定 <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予測項目は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 ・予測に用いる拡散式は、「国土技術政策総合研究所資料第714号 道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に示されるプルーム式及びパフ式を使用 ・予測対象時期は、工事用車両が最も多くなる時期（土木工事と建築工事が重なる時期） ・二酸化窒素の予測結果の年間98%値は0.028~0.033ppm、浮遊粒子状物質の予測結果の年間2%除外値は全て0.037mg/m³と予測 <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブの実施等により、実行可能な範囲内で環境影響ができる限り低減されているものと評価 	

	<p>・沿道大気質濃度の予測結果の最大値は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに設定した基準値（千葉県環境目標値、環境基準値）を下回ったことから、周辺環境へ及ぼす影響は小さいものと評価</p> <p>(3) 廃棄物焼却施設の稼働による大気質への影響</p> <p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化硫黄・窒素酸化物・浮遊粒子状物質・塩化水素・ダイオキシン類・水銀の測定、地上気象・上層気象の測定 <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画から汚染物質排出量、有効煙突高を算出し、地上気象調査結果を用いて、拡散式により寄与濃度の算出を行う方法 ・予測地域の面的な影響濃度分布、最大着地濃度地点における濃度を予測 ・予測地点の高さは地上 1.5m ・予測対象時期は、施設定常稼働時期 ・長期平均濃度、短期高濃度ともに、最大値は、基準値を下回った <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主基準値を遵守する等により、実行可能な範囲内で環境影響ができる限り低減されているものと評価 ・各項目について、基準値を下回ることから、周辺環境へ及ぼす影響は小さいものと評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・供用時の大気質への予測影響について、最大着地濃度地点だけでなく、方法書に記載のとおり、現地調査地点等についても予測及び評価を行うこと。 <p>⇒答申 2 (1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供用時の大気質の予測について、外環道の供用後の自動車交通による大気質の影響を付加した二酸化窒素と浮遊粒子状物質の濃度予測結果（準備書 p.7-135）について、を実施しているが、その予測地点や算定根拠をについて明らかにすること。 <p>⇒答申 2 (2)</p> <p>【10/19 委員：施設の供用時の予測について、外環道の供用時の影響について記載するべきではないか。】</p> <p>【1/18 委員：大気質の評価の部分で、外環道の供用後に「外環道沿道で」千葉県環境目標値を超える結果が載っているが、具体的にどの地点でどれくらい、といった情報がしっかり書かれていない。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窒素酸化物（の短期高濃度）予測結果（準備書 p.7-133）についての、そのバックグラウンド濃度に誤りがあるため、正しい値を用いること。 ⇒指導
<p>7-137 7-137</p>	<p>7-2-2 水質</p> <p>(1) 工事の実施に伴う水質への影響</p> <p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水素イオン濃度（pH）及び浮遊物質（SS）の測定 <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水素イオン濃度は、工事排水に対する環境保全措置を踏まえ、定性的に予測 ・浮遊物質は、代表的な降雨条件を基本に、工事排水の流出防止対策及び土砂の沈降試験結果より、工事排水による影響を予測 ・予測地点は調査地点のうち、下流地点 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工時の改変面積以外の雨水の沈砂池への濁水流入流量を防ぐ対策について明らかに、適切に算定すること。 <p>⇒答申 3 (1) <p. 19 にも掲載></p>

<p>7-147</p>	<p>・ごみピット設置等に係るコンクリート打設が予定されており、工事排水はアルカリ性 →適宜測定し、問題が確認された場合は、中和処理して排水</p> <p>・掘削工事等が予定されており、降雨時の濁水の発生が考えられる →工事作業範囲の雨水を沈砂池に集水し、濁水処理をしたうえで高谷川に排水等</p> <p>○評価</p> <p>・上記措置等を講じることから、実行可能な範囲内で環境影響ができる限り低減されているものと評価</p> <p>(2) 廃棄物焼却施設の稼働による水質への影響</p> <p>○調査</p> <p>・健康項目、生活環境項目①②、ダイオキシン類、その他の項目について実施 →高谷川（排水地点）でダイオキシン類が環境基準を超過：2.7>1.0pg-TEQ/L</p> <p>○予測手法・結果</p> <p>・施設排水の処理方法、排水量・濃度、現況調査結果より、予測地点における水質を予測</p> <p>・予測地点は調査地点のうち、下流地点</p> <p>・予測対象時期は、施設定常稼働時期</p> <p>・現施設排水は、全項目において基準値を下回っている</p> <p>・排水量は、下流地点における河川流量に比べて約0.07%</p> <p>・新施設においても現施設と同等の排水処理を行うことにより、高谷川の水質は現状維持</p> <p>○評価</p> <p>・排水水質自主基準値は、一部項目については法令に定められた規制値より低い値を設定</p> <p>・排水水質の定期的な測定等の措置を講じることから、実行可能な範囲内で環境影響ができる限り低減されているものと評価</p>	<p>・対象事業実施区域は砒素、ふっ素、鉛による土壌汚染が確認されていることから、工事の実施にあたっては、土壌による含まれる有害物質が周辺環境の土壌や地下水に拡散しすることのないよう環境保全措置を徹底すること。⇒答申3(2)</p> <p><p.19にも掲載></p> <p>・工事排水について、土壌汚染が確認されていることを踏まえたの水量及び処理方法を明らかにすること。とともに、</p> <p>・工事排水にあたっての水質管理について、の具体的な方法（管理値、測定頻度・時期）を示すこと。⇒答申3(3)</p> <p><p.20にも掲載></p> <p>・施工時の沈砂池容量の算定（準備書 p.7-145）について、妥当性を再度検討し、記載を適切な表現に改めること。⇒指導</p> <p>【1/18 委員：「土壌特性による沈降速度の式」というものの記載に非常に違和感がある。】</p> <p>・高谷川での現地調査結果において、ダイオキシン類が高濃度となった原因について考察すること。⇒指導<p.12にも掲載></p> <p>【1/18 委員：高谷川のダイオキシン類の調査結果を見ると、それなりの濃度が出ている。本事業による寄与は非常に小さいと評価されており、現施設のダイオキシン類対策もされているので、大きな問題はないと考えるが、この結果について、不思議に思っている。】</p>
--------------	---	---

7-181	7-2-3 水底の底質	
7-181	<p>(1) 廃棄物焼却施設の稼働による水底の底質への影響</p> <p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類、底質の暫定除去基準に規定する物質等を測定 <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目は、ダイオキシン類 ・予測地点は調査地点のうち、下流地点 ・予測対象時期は、施設定常稼働時期 ・現施設の排水量・濃度実績等より、予測地点における底質への影響を予測 ・施設排水中に含まれるダイオキシン類の全量が底泥に蓄積されたと仮定した場合の年間蓄積量：0.0000027pg-TEQ/g →底質のダイオキシン類環境基準値（150pg-TEQ/g）に対し、約5,600万分の1 <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水水質自主基準値は、一部項目については法令に定められた規制値より低い値を設定 ・排水水質の定期的な測定 <p>等の措置を講じることから、実行可能な範囲内で環境影響ができる限り低減されているものと評価</p>	<p>・高谷川での現地調査結果において、ダイオキシン類が高濃度となった原因について考察すること。⇒指導<再掲 p.11></p>
7-190	7-2-4 騒音及び超低周波音	
7-190	<p>(1) 工事の実施に伴う建設機械の稼働による騒音の影響</p> <p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境騒音レベルを調査 ・調査地点は敷地境界4地点 ・東側及び西側の調査地点は工事の施工範囲を考慮して設定 ・現施設稼働時の期間を対象 <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予測項目は、建設機械稼働による騒音レベルの90%レンジ上端値（LA5）とした ・予測手法は、各建設機械から予測地点への騒音レベルを合成することにより建設機械からの寄与値を算出 ・その寄与値に暗騒音レベルを合成し、予測地点における予測結果とした ・予測地点は現地調査を行った地点 ・予測高さは、地上1.2m 	

<p>7-208</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予測対象時期は、「土木工事実施時」・「土木工事・建設工事の同時実施時」・「建築工事・プラント工事・外溝工事の同時実施時」 ・予測結果の最大値は規制基準値を下回った(79<85dB) ○評価 <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める等の措置を講じることから、実行可能な範囲内で環境影響ができる限り低減されているものと評価 ・予測結果は規制基準値を下回ることから、周辺環境へ及ぼす影響は小さいものと評価 ・外環道の供用後の自動車交通による騒音の影響により、本事業の工事期間中の暗騒音レベルは現況より大きくなると考えられる <p>(2)工事の実施に伴う工事用車両の走行による騒音の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調査 <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通騒音レベルを調査 ・調査地点は、工事用車両の走行ルートを対象に代表的な3地点 ・調査期間は、平日・休日の各1日 →現況で環境基準値を上回る地点あり ○予測手法・結果 <ul style="list-style-type: none"> ・項目は、工事用車両による等価騒音レベル(LAeq) ・予測地点は現地調査を行った地点 ・「現況」と「現況+工事用車両」の交通量について、それぞれ等価騒音レベルを計算し、その差分を「工事用車両」による増加量とした ・予測対象時期は、工事用走行台数が最大となる時期 ・工事用車両による騒音レベルの増加量は、0.4~0.6dBと予測 ○評価 <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う等の措置を講じることから実行可能な範囲内で環境影響ができる限り低減されているものと評価 ・工事用車両による増加量は最大0.6dBと小さいことから、周辺環境へ及ぼす影響は小さいものと評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中施工時の建設機械並びに及び供用時の施設の稼働による騒音について、近接する外環道の自動車交通による影響を適切に評価すること。⇒答申4 <p><p.14にも掲載></p>
--------------	---	---

<p>7-225</p>	<p>(3) 廃棄物焼却施設の稼働による騒音の影響</p> <p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境騒音レベルを調査 ・調査地点は敷地境界4地点 <p>・東側及び西側の調査地点は新施設の位置を考慮して設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現施設稼働時と稼働停止時の期間を対象 <p>→現施設稼働時において、市川市環境保全条例に基づく特定工場に係る規制基準値を上回る時間帯あり</p> <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物焼却施設の稼働による騒音レベル ・各設備機器から予測地点への騒音レベルを合成することにより施設からの寄与値を算出 ・予測地点は現地調査を行った地点 ・予測高さは、地上1.2m ・予測対象時期は、施設定常稼働時期 ・施設稼働寄与値の最大値は、48.6dB <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音の大きな機器については、内側に吸音処理を施した独立部屋に収納する等の措置を講じることから、実行可能な範囲内で環境影響ができる限り低減されているものと評価 ・敷地境界最大地点の予測結果は、現況値が規制基準値を上回っているため予測結果の合成値も規制基準を上回るが、施設稼働寄与値は48.6dBであり、規制基準値を下回ることから、周辺環境へ及ぼす影響は小さいものと評価 ・外環道の供用後の自動車交通による騒音の影響により、本事業の工事期間中の暗騒音レベルは現況より大きくなると考えられる 	<p>・工事中施工時の建設機械並びに及び供用時の施設の稼働による騒音について、近接する外環道の自動車交通による影響を適切に評価すること。⇒答申4<再掲 p.13></p>
<p>7-240</p>	<p>(4) 廃棄物焼却施設の稼働による超低周波音の影響</p> <p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低周波音（20Hz以下の音）及び低周波音（20～100Hzまでの音）について調査 ・調査地点は敷地境界4地点 ・東側及び西側の調査地点は工事の施工範囲を考慮して設定 ・現施設稼働時と稼働停止時の期間を対象 	

	<p>→現施設稼働時における 20Hz 以下の G 特性音圧レベル (LG5) の各調査地点の最大値は、平均的に超低周波音を感じるとされるレベルである 100dB を下回った</p> <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物焼却施設の稼働による超低周波音レベル ・予測手法は、類似事例の参照及び環境保全措置の内容を明らかにすることによる ・予測地点は現地調査を行った地点 ・予測対象時期は、施設定常稼働時期 ・新施設は、現施設よりごみ処理量が少ない施設で、使用する設備は現施設と同等又はそれ以下となることが想定されることから、現況程度またはそれ以下の超低周波音の音圧レベルになるものと考えられ、周辺環境へ及ぼす影響は小さいものと予測 <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備機器類については、低騒音・低振動型機器の採用に努める等の措置を講じることから、実行可能な範囲内で環境影響ができる限り低減されているものと評価 ・廃棄物焼却施設の稼働による超低周波音レベル (LG5) の予測値は、100dB を下回ることから、周辺環境へ及ぼす影響は小さいものと評価 	
<p>7-250</p> <p>7-250</p>	<p>7-2-5 振動</p> <p>(1)工事の実施に伴う建設機械の稼働による振動の影響</p> <p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境振動レベルを調査 ・調査地点は、騒音調査と同様 ・調査期間は、騒音調査と同様 <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目は、建設機械稼働による振動レベル 80%レンジ上端値 (L10) ・各設備機器から予測地点への振動レベルを合成することにより施設からの寄与値を算出 ・予測対象時期は、「土木工事实施時」・「土木工事・建設工事の同時実施時」・「建築工事・プラント工事・外溝工事の同時実施時」 ・建設機械寄与値の最大値は 75.0dB、暗振動レベルと振動レベル予測値の合成値の最大値は 75dB 	<ul style="list-style-type: none"> ・蒸気タービン及び発電機についての供用により、周辺環境へ及ぼす影響が大きくなると想定される場合には環境保全措置を講じること。⇒指導 <p>【10/19 委員：ごみ処理量が少なくなる一方、発電量が増加するということは、発電に係る設備の回転数は上がると思われる。ごみ処理量だけで設備の環境影響を想定するのは問題があると思う。】</p>

	<p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める等の措置を講じることから、実行可能な範囲内で環境影響ができる限り低減されているものと評価 ・予測結果は、市川市環境保全条例に基づく特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準値（75dB）以下であることから、周辺環境へ及ぼす影響は小さいものと評価 	
7-267	<p>(2)工事の実施に伴う工事用車両の走行による振動の影響</p> <p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通振動レベルを調査 ・調査地点は、騒音調査と同様 ・調査期間は、騒音調査と同様 <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目は、工事用車両による振動レベル 80%レンジ上端値（L10） ・「現況」と「現況＋工事用車両」の交通量について、それぞれ振動レベルを計算し、算出した振動レベルの差分を「工事用車両」による増加量とした ・予測地点は現地調査を行った地点 ・予測対象時期は、工事用車両の走行台数が最大となる時期 ・予測結果は基準値を下回った（工事用車両による振動レベルの増加量は、0.0～0.8dB と予測） <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両による振動レベルの増加量は小さく、さらにエコドライブの実施等の措置を講じることから、実行可能な範囲内で環境影響ができる限り低減されているものと評価 ・予測結果は、いずれも基準値を下回ることから、いずれの地点とも周辺環境へ及ぼす影響は小さいものと評価 	
7-283	<p>(3)廃棄物焼却施設の稼働による振動の影響</p> <p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境振動レベルを調査 ・調査地点は騒音と同様 ・調査期間は騒音と同様 	

	<p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目は、廃棄物焼却施設稼働による振動レベル ・各設備機器から予測地点への振動レベルを合成することにより施設からの寄与値を算出 ・予測地点は現地調査を行った地点 ・予測対象時期は、施設定常稼働時期 ・寄与値の最大値は 53.1dB、暗振動レベルと振動レベル予測値の合成値は、最大 53dB（昼間・夜間） <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器類は、低振動型機器の採用に努める等の措置を講じることから、実行可能な範囲内で環境影響ができる限り低減されているものと評価 ・予測結果（暗振動レベルとの合成値）は、規制基準値（昼間 60dB 以下、夜間 55dB 以下）を下回ることから、周辺環境へ及ぼす影響は小さいものと評価する。 	
<p>7-295 7-295</p>	<p>7-2-6 悪臭</p> <p>(1) 廃棄物焼却施設の稼働による悪臭の影響</p> <p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定悪臭物質及び臭気濃度（臭気指数）を測定 ・敷地境界の調査地点は、調査日の風の状況を勘案して、風上・風下の計 2 地点 ・煙突からの影響については、煙突排ガスの短期高濃度影響のおそれがある位置として、学校や住居等が存在する北方向の高等学校付近 1 地点、小学校付近 1 地点の計 2 地点 ・現施設からの発生強度を把握するため現施設煙道（2 本）においても調査 → 2 号炉煙道において臭気濃度が規制基準値を上回った（1,300>1,000） <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目は、「廃棄物焼却施設に搬入・貯留される廃棄物の影響（特定悪臭物質濃度、臭気濃度）」及び「廃棄物焼却施設の稼働（煙突排ガス）による影響（臭気濃度、アンモニア）」 ・「廃棄物焼却施設に搬入・貯留される廃棄物の影響」の予測手法は、類似施設（現施設）の事例の参照及び悪臭防止対策の内容を勘案 	

<p>7-312 7-312</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「廃棄物焼却施設の稼働（煙突排ガス）による影響」は、大気拡散式を用いて短期間の影響濃度を予測 ・予測地点は、「廃棄物焼却施設に搬入・貯留される廃棄物の影響」については敷地境界付近、「廃棄物焼却施設の稼働（煙突排ガス）による影響」については最大着地濃度地点 ・予測対象時期は、施設定常稼働時期 ・「廃棄物焼却施設に搬入・貯留される廃棄物の影響」については、規制基準値を下回り、大部分の地域住民が日常生活において感知する以上の臭気を感じない程度になるものと予測 ・最大着地濃度の予測結果は、アンモニア濃度は0.001～0.005ppm、臭気濃度は10未満 <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物や保管場所、処理設備を建屋内に配置する等の措置を講じることから、実行可能な範囲内で環境影響ができる限り低減されているものと評価 ・施設に搬入・貯留される廃棄物に伴う悪臭は悪臭防止法及び市川市環境保全条例に基づく基準値を下回ることから、周辺環境へ及ぼす影響は小さいものと評価 ・最大着地濃度の予測結果は小さく、現況を悪化させないものと評価 <p>7-2-7 土壌</p> <p>(1)工事の実施に伴う土壌の影響</p> <p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目は、土壌汚染対策法に基づく特定有害物質及びダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類 ・地歴 ・土壌調査地点は、地歴調査により土壌汚染のおそれの区分に分類して設定 ・ダイオキシン類は5地点混合方式 ・地下水調査地点は、対象事業実施区域の新規観測井戸4箇所、既存観測井戸2か所の計6箇所 	
------------------------	---	--

・第二種特定有害物質の調査結果で、鉛及びその化合物の土壌含有量基準で1地点、砒素及びその化合物の土壌溶出量基準で13地点、ふっ素及びその化合物の土壌溶出量基準で15地点が基準値を上回った

→旧施設の存在・稼働に由来

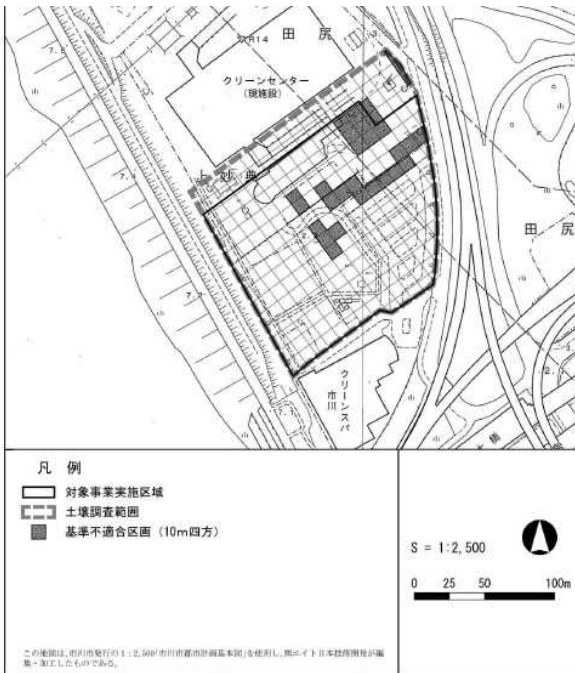


図 7-2-7.4 基準不適合区画

→基準不適合区画に該当

→平成 29 年 4 月に形質変更時要届出区域に指定されている

・地下水調査結果で、ふっ素が環境基準値を上回る地点があった

→江戸川の感潮域を経由した海水に由来

○予測手法・結果

・項目は、対象事業実施区域での造成工事や土木工事に伴う土砂の移動による土壌汚染

・予測対象時期は、造成工事、土木工事の時期

・汚染土壌の飛散防止のため、土壌汚染対策法に基づき対策を講じる

・地下水質については、汚染土壌由来の汚染は確認されていないため、掘削時に湧出した地下水を高谷川へ排出した場合も水質汚染は生じない

・施工時の**改変面積以外の雨水の沈砂池への濁水流入流量**を防ぐ対策について明らかに、**適切に算定**すること。

⇒答申 3 (1) <再掲 p. 10>

・**対象事業実施区域は砒素、ふっ素、鉛による土壌汚染が確認されていることから、工事の実施にあ当たっては、土壌による含まれる有害物質が周辺環境の土壌や地下水に拡散することのないよう環境保全措置を徹底すること。** ⇒答申 3 (2)

<再掲 p. 11> 【11/30 委員：工事を実施するにあたり、汚染土壌部分を均す際に影響が出ることはないか。】

<p>7-346 7-346</p>	<p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染土壌の運搬にあたっては、密閉性を有し、損傷しにくい容器に入れて運搬 ・工事中における雨水による濁水を防止するため、敷地内全ての雨水を沈砂池に集水し、適正に処理した後に、高谷川へ放流等の措置を講じ、周辺に影響を及ぼすことがないよう配慮することから、実行可能な範囲内で環境影響ができる限り低減されているものと評価 <p>7-2-8 植物</p> <p>(1)工事の実施及び廃棄物焼却施設の存在に伴う植物への影響</p> <p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域及びその周辺 200m の範囲 ・重要な植物としてコギシギシ、アイアシ、シオクグが対象事業実施区域外の江戸川沿いで確認 <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の改変などが植物に及ぼす直接的な影響及び植物の生育環境の変化に伴う間接的な影響を予測 ・予測対象時期は、施工時及び供用時 ・重要な種については、いずれも事業による生育地の改変は行わないことから、生育状況に変化はないと予測 ・対象事業実施区域についても供用時においては緑化に努めることから影響は小さいと予測 <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場棟等の建築物の周りや敷地外周部に沿って緑地を確保する等の措置を講じることから、実行可能な範囲内で環境影響ができる限り低減されているものと評価 ・重要な種の分布への影響は回避されていると評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事排水について、土壌汚染が確認されていることを踏まえたの水量及び処理方法を明らかにすること。とともに、 ・工事排水にあたっての水質管理について、の具体的な方法（管理値、測定頻度・時期）を示すこと。⇒答申3（3） <再掲 p. 11> <ul style="list-style-type: none"> ・調査により確認された動植物について、在来、逸出、植栽、外来の別を示すこと。 ⇒答申5（1）< p. 21 にも掲載> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の実施施工時及び供用時に伴う環境保全措置について、植栽を行う場合には、可能な限り、周辺に自生する在来種、あるいはこの地域の潜在自然植生に即した樹種を用いること。⇒答申5（2） <p. 22 にも掲載> 【10/19 委員：緑化した時に外来生物が増えてしまって守るべき在来生物を絶滅させてしまうということも起こり得るので、単純に緑化すればいいのか、という懸念がある。】 【12/21 委員：外来種が問題となっているのは、植物に関して言うと、繁殖力が強い種であるとか、在来種に対して影響が予想される種である等の観点からであり、緑化する際に配慮すべきポイントはいくつか決まっている。】 【1/18 委員：環境保全措置の植栽にあたっては、どういう機能を果たさせるか、ということがあり、在来種だけではうまくいかない場合もあり得る。】
------------------------	--	--

7-370 7-370	<p>7-2-9 動物</p> <p>(1)工事の実施及び廃棄物焼却施設の存在に伴う動物への影響</p> <p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域及びその周辺 200m の範囲 ・重要な動物として 33 種が確認され、このうち 23 種は江戸川を利用するカイツブリなどの鳥類 ・対象事業実施区域内に生息する重要な動物はニホントカゲ、ニホンカナヘビ、ゲジの 3 種 <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物に及ぼす直接的な影響及び動物の生育環境条件の変化による影響、及び生息域の分断や孤立について予測 ・予測対象時期は、施工時及び供用時 ・対象事業実施区域内では、施工時の改変により動物の生息が一時的に困難となるものの、事業の実施にあたっては、緑化に係る環境保全措置により動物の利用状況は回復と予測 ・水域を利用する鳥類については、排水に係る環境保全措置を講じることから生息状況に変化はないと予測 <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記予測結果により、実行可能な範囲内で環境影響ができる限り低減されているものと評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥類目録の最新版に従い、鳥類の一覧表の学名・和名および配列について見直しを行うこと。⇒指導 【10/19 委員：鳥類の一覧表について、鳥類目録の古いものが使われているため、最新版を使って修正するべきである。】 ・調査により確認された動植物について、在来、逸出、植栽、外来の別を示すこと。 ⇒答申 5 (1) <再掲 p. 20> ・施工時の対象事業実施区域内における環境の変化は大きいとしていることを踏まえ、動物相の変化の予測内容について、より具体的に記載する適切に予測及び評価を行い、環境保全措置を講ずること。 ⇒答申 5 (3) 【10/19 委員：動物に対して影響が小さいという結論になっているが、事業実施区域内の環境が無くなることによる影響について、重要であるが、明確に述べられていない。】
7-406 7-406	<p>7-2-10 陸水生物</p> <p>(1)工事の実施及び廃棄物焼却施設の存在に伴う陸水生物への影響</p> <p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査地域は、対象事業実施区域及びその下流において工事の実施及び施設の稼働による排水の影響を受けるおそれのある高谷川 ・重要な種はギンブナなど 6 種 <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸水生物の生息環境の消失による直接的な影響を予測 ・施工時の濁水や供用時の施設排水が及ぼす間接的な影響を予測 ・予測対象時期は、施工時及び供用時 ・高谷川の改変は行わないこと、工事排水及び施設排水による影響が小さいことから影響はないと予測 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・事業により高谷川水門の開閉状況を変化させることはなく、陸水生物の分布域の変化は生じないと予測 <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記予測結果により、実行可能な範囲内で環境影響ができる限り低減されているものと評価 	
<p>7-424 7-424</p>	<p>7-2-11 生態系</p> <p>(1)工事の実施及び廃棄物焼却施設の存在に伴う生態系への影響</p> <p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境類型区分を実施 ・生態系の把握（植物網模式図） <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の改変などの環境影響要因と、注目種等の生育・生息環境の関連性を整理 ・予測対象時期は、施工時及び供用時 ・「人工被覆地・芝地」が一時的に2.02ha消失するものの、供用時には区域面積の20%以上の緑化に努めることから、現況の類型区分は保全されると予測 ・「人工被覆地・芝地」以外の類型区分の消失や分断は生じないことから、生態系の変化の程度は小さいものと予測 <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記予測結果により、実行可能な範囲内で環境影響ができる限り低減されているものと評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の実施施工時及び供用時のに伴う環境保全措置について、植栽を行う場合には、可能な限り、周辺に自生する在来種、あるいはこの地域の潜在自然植生に即した樹種を用いること。⇒答申5(2) <再掲 p.20>
<p>7-437 7-437</p>	<p>7-2-12 景観</p> <p>(1)廃棄物焼却施設の存在に伴う景観への影響</p> <p>○調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目は、主要な眺望点からの眺望、地域景観の特性 ・調査地点は、煙突を含む現施設を視認できる可能性がある公共性、代表性を持つ地点 ・調査時期は、植物繁茂季と落葉季 <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目は、新施設の存在による眺望景観の変化及び地域の景観特性の変化 ・現況写真に新施設を合成したモニタージュ写真を作成 	

<p>7-496 7-496</p>	<p>・予測地点は、調査地点のうち、新施設の建屋が視認できると考えられる3地点</p> <p>・予測対象時期は、繁茂季と落葉季</p> <p>・江戸川右岸堤防上：主に高架道路とその上空が視認されていた部分に新施設が出現するため、眺望景観の変化は大きいですが、同程度の大きさの現施設が現況で存在しているため、景観の印象が大きく変わることはないとする</p> <p>○評価</p> <p>・施設計画は、景観に違和感や圧迫感を与えることがないようにデザイン、色彩に配慮し、周辺景観との調和を図る等の措置を講じることにより、実行可能な範囲内で環境影響ができる限り低減されているものと評価</p> <p>7-2-13 人と自然との触れ合いの活動の場 (1)廃棄物焼却施設の存在に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響</p> <p>○調査</p> <p>・調査地域は、西側に位置する江戸川水面及び江戸川堤防（左岸側）</p> <p>・利用者の多い時期（4月末～5月初旬の連休）に実施</p> <p>→江戸川左岸堤防上サイクリングロード、江戸川水面が人と自然との触れ合いの活動の場として利用されている</p> <p>○予測手法・結果</p> <p>・項目は、利便性及び快適性の変化</p> <p>・人と自然との触れ合いの活動の場の状況、事業内容、環境保全措置等を勘案して予測</p> <p>・予測地域は調査地域と同様</p> <p>・予測対象時期は、施設定常稼働時期</p> <p>・江戸川左岸堤防上サイクリングロードについて、景観は建物のデザインに配慮し、施設稼働に伴う大気質・騒音及び超低周波音・振動・悪臭についても環境保全措置により及ぼす影響は小さいと予測</p> <p>○評価</p> <p>・上記予測結果により、実行可能な範囲内で環境影響ができる限り低減されているものと評価</p>	<p>・江戸川右岸堤防上からの眺望景観の変化は大きいためとしていることを踏まえ、市川市景観計画に沿って施設計画をする等の適切に予測及び評価を行い、環境保全措置を講じること。⇒答申6</p> <p>【10/19 委員：対岸から見ると影響が大きいため、環境保全措置で配慮すると記載した方が違和感を与えないと思う。景観の場合はスカイラインを切るとは好ましくないと一般的に言われており、影響に対して景観計画等に沿って施設計画をするとした方が素直ではないか。】</p> <p>・江戸川左岸堤防上サイクリングロードだけでなく、江戸川水面についても、人と自然との触れ合いの活動の場として利用されているとしていることを踏まえ、その利用状況等を示すとともに明らかにした上で、予測及び評価を行うこと。⇒答申7</p>
------------------------	--	--

7-502 7-502	<p>7-2-14 廃棄物</p> <p>(1)工事の実施に伴う廃棄物の影響</p> <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目は、造成工事及び新施設の建築工事の実施に伴い発生する廃棄物の種類ごとの発生量、排出量及び処分量の抑制の量並びに有効利用の量とした ・予測対象時期は、工事開始から工事終了までの全期間 ・金属くずを除く 2,240t が排出量と予測 ・2,056t が再資源化され、処分量は 184t と予測 <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再資源化等の実施により、実行可能な範囲内で最終処分量ができる限り抑制されているものと評価 	
7-507	<p>(2)廃棄物焼却施設の稼働による廃棄物の影響</p> <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目は、廃棄物焼却施設の稼働に伴い発生する廃棄物の種類ごとの発生量 ・稼働計画に基づいて予測 ・予測地域は、対象事業実施区域 ・予測対象時期は、施設定常稼働時期 ・焼却灰、飛灰処理物、焼却不適物等が発生 ・ごみ焼却処理施設 (/年) : 発生量 9,381t・再資源化量 5,600t・処分量 3,781t と予測 ・不燃・粗大ごみ処理施設 (/年) : 発生量 2,772t・再資源化量 1,264t・処分量 1,508t と予測 <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再資源化等の実施により、実行可能な範囲内で最終処分量ができる限り抑制されているものと評価 	<p>・供用時の廃棄物について、最終処分するとしている、焼却灰、がれき、ガラス、陶磁器等についても、可能な限り再資源化に努め、最終処分量をできる限り抑制すること。</p> <p>⇒指導</p> <p>【1/18 委員：更なる再資源化を求める品目に焼却灰を加え、最終処分量をできる限り抑制するよう求める文言を追加した方がよい。】</p>

7-509 7-509	<p>7-2-15 残土</p> <p>(1)工事の実施に伴う残土の影響</p> <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目は、建設工事に伴い発生する土砂等（発生土）のうち、区域外に搬出する土砂等（残土）の量 ・処分が必要となった残土の適正処理の方法を検討 ・工事計画に基づいて予測 ・予測対象時期は、工事開始から工事終了までの全期間 ・新施設建設のためのピット等の掘削：発生土 34,800m³・埋戻し土量 15,000m³ より残土量 19,800m³ <p>※掘削した汚染土壌の一部は場外搬出する可能性があるが、現時点で搬出の有無・量は未定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残土発生量の抑制のため、高規格堤防造成工事による盛土整備は新施設の配置状況を考慮して適切な範囲で実施 <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生土についてできる限り再利用、汚染土壌について土壌汚染防止対策法に基づく対応等の措置を講じることから、実行可能な範囲内で残土の発生量ができる限り抑制され、残土を搬出する場合においても適正に処分されるものと評価 	
7-511 7-511	<p>7-2-16 温室効果ガス等</p> <p>(1)廃棄物焼却施設の稼働による温室効果ガス等の影響</p> <p>○予測手法・結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素、一酸化二窒素、メタンを対象として、排出量及び削減量を予測 ・事業計画に基づき定量的に把握 ・予測対象時期は、施設定常稼働時期 ・二酸化炭素換算による排出量は、64,435t-CO₂/年であり、発電による削減量が 31,200t-CO₂/年となることから、新施設の稼働による排出量は 33,235t-CO₂/年と予測 <p>○評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃熱を回収し、発電に利用する等の措置を講じることから、実行可能な範囲内で温室効果ガスの排出量ができる限り抑制されているものと評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出量について、現施設との比較等を行い、わかりやすく示すこと。 <p>⇒答申 8</p>

8-1	8. 環境の保全のための措置	
9-1	9. 監視計画 施工時、供用時ともに条例に基づく事後調査を実施する。 また、事後調査とは別に事業者が自主的に行う監視としてモニタリング調査を実施(事後調査の結果は、進捗状況に応じて、市川市のホームページ等において公表)	
10-1	10. 環境影響の総合的な評価 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全措置の実施状況を住民等が把握できるよう、施工時及び供用時の環境監視の結果について、予測結果との比較を行い、積極的に公表するよう努めること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">⇒答申9 (1)</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境影響評価書をインターネットの利用その他の方法により公表するに当たっては、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能とするなどにより、住民等の利便性の向上に努めること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⇒答申9 (2)</div>